

★ 広島県漁業調整規則（規則第六十七号）（水産課）

一 改正の要旨

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、漁業の許認可に係る手続を改正するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年十二月一日